

●香川県告示第378号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第22条第1項の規定により、次のとおり公有水面の埋立てに関する工事の竣功を認可した。

その関係図書は、土庄町建設課において平成21年7月31日から10年間閲覧に供する。

平成21年7月31日

香川県知事 真 鍋 武 紀

1 竣功認可年月日

平成21年7月23日

2 竣功認可を受けた者の名称及び所在地並びにその代表者の氏名

香川県

高松市番町4丁目1番10号

香川県知事 真鍋 武紀

高松市昭和町1丁目12番12号

3 埋立区域

(1) 位置

小豆郡土庄町字吉ヶ浦甲6194番地27地先公有水面

(2) 区域

次の各地点のうち、①の地点から③の地点を順次結んだ線及び③の地点と①の地点を結ぶ昭和51年4月17日付け51港B第141号で竣功認可された埋立地と公有水面との境界線（D. L. +2.09メートルにより決定）により囲まれた区域

①の地点 四等三角点畝木（北緯34度29分30.7607秒、東経134度9分58.3623秒。以下「基点」という。）から117度6分47秒、690.64メートルの地点

②の地点 ①の地点から64度1分15秒 17.14メートルの地点

③の地点 ②の地点から154度1分24秒 6.36メートルの地点

(3) 面積

54.50平方メートル

4 埋立免許の年月日及び番号

(1) 免許年月日

平成19年3月26日

(2) 免許番号

18港湾第43839-5号